別表十六(九)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第52条の3 (準備金 方式による特別償却) (震災特例法第18条の6第1 項(準備金方式による特別償却)の規定により震災 特例法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むも のとみなして適用する場合又は平成29年改正法附則 第67条第3項(法人の減価償却に関する経過措置) に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若 しくは第4号の規定によりみなして適用する場合を 含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載しま す。
 - なお、この記載要領において、「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」とは、別表十六(一)の記載要領11(4)に定める「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」をいいます。
- 2 特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、「種類2」の欄は当該繰延資産の種類を記載し、「事業の用に供した年月5」の欄は当該繰延資産となる費用を支出した年月を記載します。この場合において、「構造、用途、設備の種類又は区分3」及び「細目4」の各欄の記載は要しません。

- 3 「当期の特別償却限度額8」の欄は、別表十六(一) から別表十六(三)まで、別表十六(五)及び別表十 六(六)の「特別償却限度額」の欄の外書の金額を移 記します。
- 4 当該事業年度において「前期から繰り越した積立 不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額9」の 欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳 の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の同欄 の金額の基因となる措置法第52条の3第2項に規定 する満たない金額が生じた事業年度又は同条第3項 に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、 現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の 日(同項に規定する適格合併等の日をいいます。)の 属する事業年度の別表十六(九)「8」の金額に不足 額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内 書として記載します。この場合において、「積立限度 額10」及び「初年度特別償却の場合13」の各欄の記載 に当たっては、その内書きした金額を「9」から控除 して計算します。